

寮闘争の経過

41.3.9 全寮委より学生部に「学生寮長期計画」について質問状を出す。

7.23 当時の学苑会と学長との間に確約文「二部寮建設工は四二年度中、完成は四三年度中、また新寮建設に関する全問題は両者が話し合つて決定する」と。

12.12 設計計画に因つての大寮団交。土地基本設計・実施計画等、着工は四三年三月とする。

43.3.27 二部三寮委と局と

団交。当時入寮選考は両者協議であつた。そこにおける「在寮期間一年間であり、二年次希望者のみ新寮に収容」を「在寮期間を二年」とし、諸経費その他は、両者の話し合ひで決定するとの確約。

7.24 学生部「新寮担当両野副学生部長松野」につき「一」と一方の団交拒否、寮生「工事も着工され、今年度中に完成」夏休みが近い」との理由で二六日の団交要求。

7.26 学生部団交を確約したが、前日になつて一方拒否、学内問題が多いからと。

11.23 中山寮と入寮選考権について、学生部委員会と話し合

11.28 増塚・自治権・在寮期限・負担区分を協議とする。二部全寮の代表から組織された「新寮闘争委員会」発足。

43.12.13 新寮闘争と学生部の団交で、建設費撤廃・在寮期限延長の方向で進め。

21.23 学生部・学生部委員と新寮闘争との話し合ひ。中山寮の四年制認めず。吉祥寺第二新寮・寮規定・寮費等について。

12.29 学生部「財政上十分寮設備を多数の学生に利用してはならない」との理由で、二部制にしている」と回答する。

44.1.9 前の回答に因つて新寮闘争と学生部との団交。吉祥寺第二新寮は、四六年四月までは着工。学生部回答の不備を踏まへ再度長期計画案を回答するものとする。

1.14 理事会と団交「寮費撤廃」「管理運営権獲得」「入寮選考権獲得」をスローガンに総合建設委員会の決定権、学生参加問題、理事会と学生部問題、届切新寮の収容人員問題等討論。何れも結論出す寮生の主張を記した確約文交す。

2.13 一理事会団交「建設費の代りに使用料を取ることを要えだにすぎない確約文放棄の懸案」に出る。体育会一〇〇名以上動員し闘争破壊を企てる。

2.25 団交要求を拒否され、話し合ひによる解決が閉ざされた故、自主選考を開始する。

3.8 学生部との団交、学生の自治の内容、範圍をめぐつて論議決裂。

3.10 全寮委の自主選考に対する大学側の妨害に抗議し、新寮闘争は入寮事務を阻止。

3.11 学生との団交、寮生の自主選考に対し、学長は学生部と学生代表からなる協議会の設置を提案。最後まで論議の不一致により、新寮闘争は「実力行動あるのみ」と宣言して終る。

3.31 学生部より「ロッキア」(当局への応募書)を受け取り事実上の、自主選考開始。

4.4 学生部新入寮生を不法占拠者呼ばわりする。4.24 不法占拠者呼ばわりを撤回させ、この間の問題を明らかにする旨に話し合ひと拒否。

5.16 学生部との団交において四項目の条件を出して来た。入寮選考に関し、(一)経済的理由によるのみ選考、(二)三時間以内(二部は二時間)の通学可能者を除く、(三)選考結果については大学側に報告すること(四)大学の寮規定、並びに同組別は大学と寮生とが話し合つて改訂する。これを認めるか否か入寮選考権・身分保障・届切新寮開寮に関しても話し合ひを承認しないという。

6.5 和泉団交「団交拒否学生部長を見つげ出し公明闘争状態を提出。二部第二新寮の建設工を提出する赤羽・松野寮の存続、四条件撤廃、身分保障、届切新寮の開寮について回答を十日までに求め、納得できない回答の場合は実力開寮をする旨を提出。

6.10 回答として、財政面を指摘し赤羽・松野寮を廃寮にしなければ届切寮は開寮しない。収容人員については、寮生が当局的設計に賛成したといっているという。

6.11 届切寮実力開寮。当局先手を打ちガス・水道・電気等施設供給完全ストップ。

7.7 三日の全共闘との団交での確約事項は全共闘との要請による団交を保障する内容であつたので確認した上で確約でなかったのて必じられないと、九日の団交を拒否する。

7.9 新寮闘争は大学の確約を追求し、天下堂ビル占拠(二八時間)団交確約させる。

7.10 理事会・連合教授会・学生部長相手に総団交。ここにおいて四条件は内在希望であり(一)(二)(三)は条件でなく希望である。当局は違反選考を審査する権利はないと言つた。また当局は九月十日のこの様な事態になつたのは至て大学側の責任である旨に批判意見を述べ、また、理事会・教授会・学長・学生部長各々に新寮闘争からの団交要請には必ず応じるとの確約文を取り交す。

7.11 同局内では全寮集會、機動隊導入、ロッキアアウト等行われ。また、寮においては抗議集會総括論争を行う。

45.1.10 新寮闘争の連名で団交要請。

1.14 話し合う相手は全寮委で議題は寮規定とするという当局的回答を確約放棄、わくを提示したとして、新寮闘争の關係、寮を拠点とする皆論、寮費の全面撤廃など寮に関する大学の理念との相

違は話し合ひでは解決できないと説明。1.この回数回団交要請、拒否される抗議集會を行う。

2.9 新寮闘争を無視し全寮委、各寮自治会へ当局的寮生寮規定を示している。

2.16.18 全寮委で大衆的話し合ひの要請文を出す(心じたら新寮闘争で大衆的に行つた方針)大学一応了承したが、全寮委員長と各寮代表一名と指定し大衆団交拒否する。

2.19 当局新入寮生の募集中止を新入生に通知。

2.20 法学部入試を火ふた単独自主選考突入。当局的中止に代わり全社会的な全学友の責任に立つて、かつまた、われわれの自治権の一環として入寮選考を完備。

2.26 当局、われわれの自主選考に対し中止を通告し、かつまた不法入寮者に対し、三月三十一日まで退寮するよう、赤羽・松野寮の廃寮を通告。いわゆる「26退寮勧告生」田寮自治会、全寮委に発せられる。

3.10 全寮委・各寮自治会あてに募集行為の中止を再度通告。入寮選考を強行した場合に対する大学当局的注意を嚴重警告。また昨年の当局的いう不法入居者に対する三・一〇退寮通告を発する。

3.19 新寮闘争から寮問題及びその他についての大衆団交要請。3.31 本日をもって中山寮を除く全寮生当局的言う、いわゆる不法入居者となる。

4.23 新寮闘争当局に対し、退寮勧告、入寮選考権、赤羽・松野の存続、届切寮の開寮、新寮闘争との団交について抗議文を提出。

5.7 当局四・二八に向けた寮生学生の恒泊に対する、また学友諸君に対して自治の再建をうながす(？)警告文発す。

1.当局「補充寮生募集」を中止するよう、また学生諸君に対してこれに必ず応ずることのないよう要請する旨の警告文。

45.4より46.4現在に至つて当局との非和解的關係が続いている。この間、水道・電気・電話の基本料金及び日常諸備品の凍結状態が続いている。